

平成28年 第4回

仁木町議会定例会会議録

(2日目)

開 議 平成28年12月21日 (水)

閉 会 平成28年12月21日 (水)

仁 木 町 議 会

平成28年第4回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 平成28年12月21日（水曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 意見案第12号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 日程第3 意見案第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書
- 日程第4 意見案第14号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書
- 日程第5 意見案第15号 大雨災害に関する意見書
- 日程第6 意見案第16号 J R北海道への経営支援を求める意見書
- 日程第7 意見案第17号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第8 意見案第18号 過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書
- 日程第9 意見案第19号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書
- 日程第10 意見案第20号 米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書
- 日程第11 意見案第21号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- 日程第12 陳情第1号 家庭生ごみ・浄化槽汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情
- 日程第13 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第14 委員会の閉会中の所管事務調査

平成28年第4回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 議 平成28年12月21日（水） 午前 9時30分

閉 会 平成28年12月21日（水） 午前10時09分

議 長	横 関 一 雄	副 議 長	上 村 智 恵 子
-----	---------	-------	-----------

出席議員（9名）

1 番	佐 藤 秀 教	2 番	嶋 田 茂	3 番	住 吉 英 子
4 番	野 崎 明 廣	5 番	宮 本 幹 夫	6 番	林 正 一
7 番	水 田 正	8 番	上 村 智 恵 子	9 番	横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
財 政 課 長	岩 井 秋 男	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	監 査 委 員	中 西 勇
企 画 課 長	鹿 内 力 三		
住 民 課 長	嶋 井 康 夫		
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	浜 野 崇
総 務 議 事 係 長	松 岡 亜 希

開 議 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから、会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

12月19日に引き続き、1番・佐藤議員及び2番・嶋田議員を指名します。

日程第2 意見案第12号

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第2、意見案第12号『国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。2番・嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の14ページです。意見案第12号『国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおりです。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第12号『国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第12号『国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第3 意見案第13号

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第3、意見案第13号『国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。

別冊提案書の16ページです。意見案第13号『国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第13号『国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第13号『国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第4 意見案第14号

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第4、意見案第14号『全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。2番・嶋田議員。

○2番（嶋田 茂）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の18ページです。意見案第14号『全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第14号『全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第14号『全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 意見案第15号

大雨災害に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第5、意見案第15号『大雨災害に関する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・水田議員。

○7番（水田 正）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の20ページです。意見案第15号『大雨災害に関する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、水田 正、賛成者は、上村智恵子議員です。意見書の内容につきましては、21ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

水田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第15号『大雨災害に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第15号「大雨災害に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見案第16号

J R北海道への経営支援を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第16号『J R北海道への経営支援を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、提出意見書について、説明をいたします。

別冊議案書の22ページです。意見案第16号『J R北海道への経営支援を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、佐藤秀教、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、23ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第16号『J R北海道への経営支援を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第16号『J R北海道への経営支援を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 意見案第17号

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第7、意見案第17号『地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。7番・水田議員。

○7番（水田 正）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の24ページです。意見案第17号『地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、水田 正、賛成者は、宮本幹夫議員です。意見書の内容につきましては、25ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますよう

よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

水田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第17号『地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第17号『地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 意見案第18号

過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書

○議長（横関一雄）日程第8、意見案第18号『過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の26ページです。意見案第18号『過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、上村智恵子、賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、27ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、社会保障・税一体改革担当大臣です。ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第18号『過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第18号『過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 意見案第19号

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第9、意見案第19号『安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の28ページです。意見案第19号『安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、佐藤秀教議員です。意見書の内容につきましては、29ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（少子化・地方創生）です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第19号『安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第19号『安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第20号

米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第10、意見案第20号『米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の30ページです。意見案第20号、『米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、31ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第20号『米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第20号『米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 意見案第21号

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第11、意見案第21号『地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について、説明いたします。

別冊議案書の32ページです。意見案第21号『地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書』、上記意見案を別紙のとおり提出する。平成28年12月19日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、33ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第21号『地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第21号『地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 陳情第1号

家庭生ごみ・浄化槽汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情

○議長（横関一雄）日程第12、陳情第1号『家庭生ごみ・浄化槽汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情』を議題とします。

陳情の朗読を事務局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）陳情書の朗読を行います。

別冊議案書の34ページです。陳情文書表、受理年月日及び受理番号ですが、平成28年12月2日受付、陳情第1号です。所管委員会は、総務経済常任委員会です。提出者は、北海道農家消費者連盟 農家代表 田中龍彦氏、消費者代表 高橋由加里氏の2名です。件名は、家庭生ごみ・浄化槽汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情です。

陳情趣旨を朗読いたします。陳情趣旨、原文でございます。仁木町ではバイオマス資源である浄化槽汚泥を堆肥化しておりますが、家庭生ごみは焼却処理し、資源化がされておられません。現在、地球環境問題解決、TPP問題で揺れる中で、地域農家への優良で低価格農業資材の供給や健康・安全・安心な農作物生産供給を求める道内消費者のため、仁木町が処理しているこれら廃棄物の資源化事業導入についてご検討いただき、「廃棄物のない循環型社会」の実現に向け取り組むよう求めます。1. 資源化には、堆肥化、飼料化など多様な方法がありますが、資源化にあたっては、微生物の発酵による堆肥化でなく、有機資材であるアミノ酸堆肥化を求めます。2. 家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化等の資源化事業導入について検討するため、事前調査関連経費等を予算に計上されるよう求めます。

理由、1. 農家・消費者に有益な堆肥化事業。現在、道内90の自治体では微生物発酵方式の堆肥化事業を導入しておりますが、農業地域を抱える自治体堆肥化事業は、需要の安定からも円滑に推移し、堆肥使用農家も低価格肥料供給の恩恵を享受しています。堆肥化には、多種多様なものがありますが、仁木町での堆肥化事業導入の検討にあたりましては、高い栽培効果のあるアミノ酸堆肥を導入し、消費者に健康・安全・安心な農産物を提供するよう検討をお願いします。2. 農家に低価格アミノ酸堆肥を提供。アミノ酸堆肥は、有機肥料で高い栽培効果・作物品質が高く、即効性があり、早魘冷害に強い肥料として、篤農家と言われる一部の農家が高価格で購入し使用していました。ところが、近年、このアミノ酸堆肥が低価

格で提供できる技術が実用化され、既に旭川JA、美唄JAでも低価格で販売され、使用農家は大きな成果を得ています。また、道内の農林水産省施設では、この技術により製造されたアミノ酸堆肥を地元農家に無料で提供されておりますが、地域内の多くの農家の方々に低価格のアミノ酸堆肥を提供するよう検討をお願いするものです。3. 新しいアミノ酸堆肥化技術の開発。アミノ酸堆肥化は、堆肥発酵方式に高温高圧処理を付加した製造方法で、「肥料の王様」と言われるアミノ酸堆肥を短時間で大量に製造できる方式です。この方式に因るアミノ酸堆肥は、道内農林水産省施設、長崎市役所等の公的施設でも、この方式で廃棄物を原料としてアミノ酸堆肥を製造しているものです。4. 自治体ごみ処理経費軽減効果。道内市町村では、ごみ処理経費削減の見地から堆肥化等の資源化事業を導入してきました。農林水産省のアミノ酸堆肥化施設は当初、家畜の糞尿、敷き藁の焼却経費が高むため焼却に代わる処理として減量化施設を導入し稼働10年ですが、焼却経費に比べ維持費が3分の1に減り、ごみ処理経費削減手段としても資源化導入は有効です。5. 資源化に係る国の指導と道内自治体の堆肥化実績。道内の自治体市町村では、国の方針に基づき既に半数以上の自治体がこれら廃棄物の堆肥化等の資源化を行っていますが、TPP問題で揺れる道内農家へ優良で低価格の農業資材の供給や健康で安全・安心な農作物を求める道内消費者の要望に十分応えていない状況にあり検討をお願いするものです。6. 資源化が困難とされる大都市札幌市の取り組み。札幌市役所は市議会主導で、家庭生ごみの堆肥化の可能性を探るため、3500世帯で家庭生ごみの分別収集堆肥化実験を市民の協力を得て実施しており、異物混入率2%と大変良好な試験報告を公表しています。資源化事業が困難とされてきた大都市でも、資源化が成功していますので、仁木町でも是非、資源化堆肥化事業導入を検討いただきたい。以上です。

○議長（横関一雄）陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、陳情第1号『家庭生ごみ・浄化槽汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情』は、総務経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第13『委員会の閉会中の継続審査の件』を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第14 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第14『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成28年第4回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆様から頂戴しました多くのご意見、ご指摘等につきましては、今後その対応に十分に留意しながら、町政運営に取り組んでまいります。

また、この度、定例会の一般質問の場におきまして、佐藤議員から、私の来期への進退についてのご質問がございました。来年の5月をもって任期満了を迎えるわけではありますが、私が就任当初から言い続けている、自立した仁木町が2期目を契機にまた一步前に踏み出せるよう、議員・町民の皆様とともに積極的に進めてまいりたいと強く決意しているところであります。

ところで昨日、日本シリーズを制した北海道日本ハムファイターズの栗山監督が、昨年に引き続き本町にお越しいただきました。栗山監督は他の監督と比較しても、自身の選手人生は短く指導者経験もほとんどないにもかかわらず、監督としてチームを日本一に導いた功績が評価されております。監督が言うに選手とともに目的意識を共有し、ともに目的に向かい行動した結果であると申しておりましたが、集団行動とは各種の組織集団が同一の目標のもとに規律のある行動をとることを指すとおり、私たちが住む仁木町が一つの集団であるならば、町の発展、町民の幸せのためという目的のために、皆が足並みをそろえ前進していくことが重要であります。実際に、11月20日に仁木町振興協議会主催によります事業が、銀山小学校にて開催され、多くの町民参加により盛大に行われました。銀山地区の住民に限らず、町内全域から集まり、一つの目的達成に向かい取り組む姿は私自身感動すら覚えるものがございました。今後も町民が一体となり、邁進できるようなまちづくりを目指して、鋭意取り組んでまいりますので、議員の皆様方には今後も変わらぬご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今年も残すところあとわずかとなり、何かとお忙しい年末を過ごされると思われませんが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、今年1年間、町政発展のために様々なご理解、ご協力を賜りましたことを改めて感謝申し上げます。閉会にあたりまして

のご挨拶とさせていただきます。この度は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成28年第4回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変お疲れ様でした。

閉 会 午前10時09分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第4回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成28年12月19日～12月21日（3日間）

2日目 平成28年12月21日（水）

（開議～午前9時30分／閉会～午前10時09分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
意見案第12号	国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第13号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第14号	全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第15号	大雨災害に関する意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第16号	JR北海道への経営支援を求める意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第17号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第18号	過労死防止の抜本対策と労働基準法改正に反対する意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第19号	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第20号	米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書	H28.12.21	原案可決
意見案第21号	地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書	H28.12.21	原案可決
陳情第1号	家庭生ごみ・浄化槽汚泥等のアミノ酸堆肥化に関する陳情	H28.12.21	委員会付託